

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、
互いに人格と個性を尊重し、認め合いながら共生する社会の実現**
～誰と、どこで、どのように生活するのかを自らが選択できる社会を目指して～

2 施策推進の基本的視点

施策の策定や実施に当たり、次の6つを取組みに共通する基本的な視点とします。

(1) 自己決定の尊重と意思決定支援

障がい者が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加することができるよう、障がい者福祉施策の策定や実施に当たっては、障がい者や家族等の関係者の意見を尊重します。また、障がい者が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援に努めます。

(2) 社会的障壁の除去

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって起こるという考え方にに基づき、障がい者の活動や社会への参加を制限している事物、制度、慣行及び観念等の社会的障壁の除去を進め、障がい者の社会への参加が実質的なものとなるよう支援します。

(3) 情報アクセシビリティの向上

障がい者が、社会を構成する一員として、社会、経済及び文化などの様々な分野で活動するためには、必要な情報へのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上やコミュニケーション手段の充実が重要であることから、障がい者の情報の取得利用・意思疎通に関する施策の推進に努めます。

(4) 当事者本位の総合的・分野横断的な支援

障がい者の自立と社会参加の支援という観点から、各ライフステージに必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、教育、福祉、医療及び雇用などの関係機関と連携し施策を総合的に実施に努めます。また、障がい者の家族やその他関係者へも併せて支援に努めます。

(5) 障害特性等に配慮した支援

障がい者福祉施策として、障害特性、障害の状態、生活実態など、個々の状況に応じて、必要性を踏まえた支援を実施します。また、特に、障がいのある女性や子ども及び高齢者等の、複合的に困難な状況に置かれた人に対しては、きめ細かく配慮した支援が必要となります。

(6) 総合的かつ計画的な取組みの推進

施策の実施に当たっては、国や県と適切に連携し役割分担を行い施策の推進に努めます。また、子ども・子育て、教育及び福祉等の障がい者福祉施策に係る他の施策や計画等と整合を図り、総合的に施策を展開していきます。

3 施策体系

基本理念の実現に向け、以下の施策体系に基づき、総合的な取組みを進めていきます。また、特に取組みの充実が必要と考えられる施策を、本計画における「重点施策」と位置づけます。

施策分野	基本的な推進方向	取組事項
I 障害への理解を深め、ともに生きる社会の実現	1 障害理解と相互交流の促進 【重点施策】	相互交流の促進 広報・啓発活動の推進 あいサポート運動の推進
	2 差別の解消、権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進 虐待防止体制の整備 権利擁護の推進 行政サービスの配慮
II 自立生活を支える基盤整備	1 障がいのある子どもへの支援の充実【重点施策】	障がい児療育体制の充実 医療的ケア児支援
	2 相談支援・連携体制の整備	地域における連携体制の整備 専門的・広域的な相談支援体制
	3 生活支援体制の整備	障害福祉サービス等提供体制の整備充実 人材育成・確保、研修の充実 生活の安定への支援
III 地域でともに暮らせる、住みよい生活環境の整備	1 地域生活支援体制の充実 【重点施策】	地域生活移行の推進 地域定着のための支援
	2 福祉のまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの推進 移動しやすい環境の整備等
	3 情報環境・意思疎通支援の充実	意思疎通支援の充実
	4 安全・安心の確保	防災対策の推進
IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進	1 障害特性に応じた就労支援	一般就労への移行支援・定着支援 福祉的就労における支援 多様な就業機会の確保
V 個性と能力を發揮できる教育・社会参加	1 障がい者スポーツ・文化芸術活動の振興	障がい者スポーツの推進 文化芸術活動の充実
	2 教育支援の充実	特別支援教育の推進 地域における交流や理解促進

